

所掌事項

- 1 社会教育に関する諸計画を立案すること。
- 2 定時または臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。
- 3 前2号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。

設置根拠

社会教育法第15条
宮古市社会教育委員条例第1条

設置年月日

H17. 6. 6

委員定数

15人以内

委員任期

2年

現任委員発令日

R7. 10. 1

現任委員任期満了日

R9. 9. 30

担当課

宮古市地域振興部地域づくり推進課

TEL : 0193-68-9119 内線 3712

FAX : 0193-63-9123

E-mail : chiikizukuri@city.miyako.iwate.jp

備考